

# 事務事業チェックシート

事務事業No 214 事業名 成年後見制度等活用事業

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		社会福祉費	
	目		障害者総合支援費	
	大事業		障害者総合支援事業	
事項		地域生活支援事業		

[長期総合計画]

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	2	高齢者・障害者支援の充実
施策	2	障害のある人の自立と社会参加の推進
基本方針	2	経済的自立への支援

[まち・ひと・しごと創生総合戦略]

基本目標		
政策		
施策		

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間		～	
事業実施の根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
関連個別計画	和歌山市障害者計画・和歌山市障害福祉計画		
担当課・担当課長 (Tel)	障害者支援課	坂下 雅朗 (435-1060)	
関連課	保健所 保健対策課		

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束	障がい福祉の推進			

## 1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	判断能力の十分でない知的障害者、精神障害者の方々の権利擁護を図るため、市長申立てにより和歌山家庭裁判所に成年後見人選任を申し立てる。	判断能力が十分でなく成年後見人の選任が必要と思われる知的障害者、精神障害者について、親族に申立ての意思があるか確認のうえ、親族に誰も申し立てる方がいない場合に、市長申立てにより、和歌山家庭裁判所にその方に対する成年後見人の選任を申し立てる。申立て費用および後見人に対する報酬は、被後見人の負担となるが、被後見人本人に資産がない場合は、申立て費用と後見人に対する報酬を市が補助する。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		市長申立 4件	市長申立 4件	市長申立 2件	市長申立 4件	市長申立 4件

## 2 事業コスト

事業費等	千円	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費		1,102	960	1,114	1,440	1,447	992	1,438		1,438	
伸び率 (%)		-	-	1.1%		29.9%		-0.6%		0.0%	
人件費	常勤職員	2,302	2,302	2,302	2,487	2,484	2,526	2,526		2,526	
	非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0		0	
	小計	2,302	2,302	2,302	2,487	2,484	2,526	2,526		2,526	
国庫支出金		550	479	556	719	723	495	718		718	
県支出金		275	239	278	359	361	247	359		359	
市債											
その他											
一般財源 (税等)		277	242	280	362	363	250	361		361	
所要人数	常勤職員	0.31	0.31	0.31	0.33	0.31	0.33	0.33		0.33	
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0		0	
主な予算内訳		報償金 1,008千円、通信運搬費 13千円、手数料 426千円 (平成27年度) 報償金 1,008千円、通信運搬費 13千円、手数料 417千円 (平成28年度)									

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	申立準備件数	年度目標値				5	5	5	5	5
実績値				5	4	4				
単位		件	全体目標値	5	全体目標達成度	80.0%	年度別達成度	100.0%	80.0%	80.0%
年度目標値										
成果指標	年度目標値									
	実績値									
	単位	件	全体目標値	4	全体目標達成度	50.0%	年度別達成度	100.0%	100.0%	50.0%
	年度目標値									
実績値										
年度別達成度										

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	○ 達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	判断能力が十分でなく成年後見人の選任が必要と思われる知的障害者、精神障害者について、2親等以内の親族がない場合あるいは親族に申立ての意思があるか確認して親族に誰も申し立てる方がいない場合、和歌山市長が後見人の選任を家庭裁判所に申立てする。必要な方については、今後も申立てをして行かねばならず、事業の拡大、縮小を任意に出来るものではない。コストについても申立てが必要な方が出れば、それに応じ一定の費用が生じるもので、コスト削減はできない。
「見直し」 「改善」案	当市では、市長申立ての場合のみ、申立て費用及び成年後見人等の報酬について、本人に資産が無い場合、助成している。他都市では、市長申立てで無い場合でも、申立て費用の助成を行っているところもあり、その助成の検討も必要である。しかし、制度は高齢者と一体であるので、市長申立て以外も助成するとなると、どれだけの支出増となるか全く見込めないため、慎重な対応が必要である。